

議案第153号

松阪市行政組織条例の一部改正について

松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月10日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市行政組織条例の一部を改正する条例

松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「部及び局」を「部、局及び室」に改め、同条中

「市政戦略部

総務部

税務部

生活部

環境部

保健部

福祉部

農林水産部

まちづくり交流部

建設部

都市政策部」を

「秘書室

危機管理室

経営企画部

総務部

税務部

環境生活部

健康ほけん部

福祉部

産業経済部

都市整備部」に改める。

第3条中「各部及び局」を「各部、局及び室」に改め、同条中

「市政戦略部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 市政の基本的戦略に関すること。
- (3) 行財政改革に関すること。

- (4) 広報に関する事。
- (5) 広聴に関する事。
- (6) 地域づくりに関する事。
- (7) 市民活動に関する事。
- (8) 地域マネジメントの推進に関する事。
- (9) 統計に関する事。
- (10) 情報化に関する事。
- (11) 他の部の所管に属さない業務の裁定に関する事。」を

「秘書室

- (1) 秘書に関する事。

危機管理室

- (1) 危機管理に関する事。
- (2) 防災に関する事。
- (3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に関する事。

経営企画部

- (1) 政策の企画、立案及び総合調整に関する事。
- (2) 行財政改革に関する事。
- (3) 統計に関する事。
- (4) 情報化に関する事。
- (5) 広報及び広聴に関する事。
- (6) ケーブルシステムに関する事。
- (7) 地域づくりに関する事。
- (8) 市民活動に関する事。
- (9) 地域マネジメントの推進に関する事。
- (10) 公共施設マネジメントの推進に関する事。
- (11) 他の部の所管に属さない業務の裁定に関する事。」に、

「総務部

- (1) 行政一般に関する事。
- (2) 文書に関する事。
- (3) 情報公開に関する事。
- (4) 財政に関する事。
- (5) 市有財産の総括管理に関する事。
- (6) 職員の人事、研修、給与及び福利厚生に関する事。
- (7) 契約及び入札に関する事。
- (8) 工事検査及び技術指導に関する事。」を

「総務部

- (1) 行政一般に関する事。
- (2) 文書に関する事。

- (3) 情報公開に関する事。
- (4) 財政に関する事。
- (5) 市有財産の総括管理に関する事。
- (6) 職員の人事、研修、給与及び福利厚生に関する事。
- (7) 契約及び入札に関する事。
- (8) 工事検査及び技術指導に関する事。
- (9) 未収債権の対策に関する事。」に、

「生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 住民記録及びその資料に関する事。
- (3) 交通安全に関する事。
- (4) 防災・防犯に関する事。
- (5) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に関する事。
- (6) 人権に関する事。
- (7) 男女共同参画に関する事。

環境部

- (1) 環境衛生に関する事。
- (2) 環境保全に関する事。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。」を

「環境生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 住民記録及びその資料に関する事。
- (3) 交通安全、防犯その他地域の安全対策に関する事。
- (4) 人権に関する事。
- (5) 男女共同参画に関する事。
- (6) 環境衛生に関する事。
- (7) 環境保全に関する事。
- (8) 環境エネルギー政策に関する事。
- (9) 廃棄物の資源化及び処理並びに清掃に関する事。」に、

「保健部

- (1) 国民健康保険（税の収納に関する事を除く。）に関する事。
- (2) 国民年金に関する事。
- (3) 保健予防及び健康推進に関する事。
- (4) 介護保険に関する事。」を

「健康ほけん部

- (1) 国民健康保険（税の収納に関する事を除く。）に関する事。
- (2) 後期高齢者医療に関する事。
- (3) 国民年金に関する事。

- (4) 保健予防及び健康推進に関すること。
- (5) 応急診療及び診療所に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 高齢者支援に関すること。」に、

「福祉部

- (1) 松阪市福祉事務所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 114 号）に定めること。
- (2) 福祉医療費助成に関すること。
- (3) バリアフリーに関すること。」を

「福祉部

- (1) 松阪市福祉事務所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 114 号）に定めること。
- (2) 福祉医療費助成に関すること。
- (3) バリアフリーに関すること。
- (4) 社会福祉法人の認可、指導監査等に関すること。」に、

「農林水産部

- (1) 農林水産及び畜産に関すること。
- (2) 農林土木に関すること。

まちづくり交流部

- (1) 商業及び工業に関すること。
- (2) 労働に関すること。
- (3) 交通政策に関すること。
- (4) 観光に関すること。
- (5) 地域ブランドの推進に関すること。
- (6) 国際、都市間交流に関すること。
- (7) 競輪事業に関すること。
- (8) 企業誘致及び企業立地に関すること。」を

「産業経済部

- (1) 農林水産及び畜産に関すること。
- (2) 農林土木に関すること。
- (3) 商業及び工業に関すること。
- (4) 労働に関すること。
- (5) 観光に関すること。
- (6) 国際交流及び都市間交流に関すること。
- (7) 地域ブランドの推進に関すること。
- (8) 交通政策に関すること。
- (9) 企業連携、誘致及び立地に関すること。
- (10) 競輪事業に関すること。」に、

「建設部

- (1) 道路、橋梁及び河川に関する事。
- (2) 港湾に関する事。
- (3) 公園に関する事。
- (4) 市営住宅に関する事。
- (5) 用地に関する事。

都市政策部

- (1) 景観に関する事。
- (2) 屋外広告物に関する事。
- (3) 都市計画に関する事。
- (4) 建築及び営繕に関する事。
- (5) 特定行政庁に関する事。
- (6) 宅地開発の指導に関する事。」を

「都市整備部

- (1) 道路、橋りょう及び河川に関する事。
- (2) 港湾に関する事。
- (3) 公園に関する事。
- (4) 市営住宅に関する事。
- (5) 用地に関する事。
- (6) 景観に関する事。
- (7) 屋外広告物に関する事。
- (8) 都市計画に関する事。
- (9) 建築及び営繕に関する事。
- (10) 特定行政庁に関する事。
- (11) 宅地開発の指導に関する事。」に改める。

第4条中「部及び局」を「部、局及び室」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。